

平成 27 年度

財政援助団体等監査結果報告書

多治見市監査委員

多 監 第 102 号
平成 27 年 11 月 6 日

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 加 藤 元 司 様

多治見市監査委員 尾関 恵一

〃 安藤 英利

平成 27 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

I 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者	多治見まちづくり株式会社
施設	多治見市駅北立体駐車場
所管部署	経済部 産業観光課

2 監査実施日

平成 27 年 10 月 19 日

3 監査の方法

今回の監査においては、以下に掲げる関係書類に基づき、出資団体として及び公の施設の指定管理に関する事務事業において財務運営が適正になされたか、予算が目的どおり効率的に執行されているかを主眼とし、証拠書類の照合等通常実施すべき監査手続を実施したほか、関係職員に対して質問等必要と認めるその他の監査手続を実施した。

【関係書類】

(1) 多治見まちづくり株式会社に提出を求めた資料

- ① 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ② 平成 26 年度貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- ④ 多治見市駅北立体駐車場の管理に関する協定書第 14 条及び同第 35 条に基づく会計帳簿類（平成 26 年度）

(2) 経済部 産業観光課に提出を求めた資料

- ① 指定管理者公募要領及び仕様書
- ② 選定に関する書類（選定基準・選定結果）
- ③ 多治見市駅北立体駐車場の管理に関する協定書
- ④ 平成 26 年度事業計画書
- ⑤ 平成 26 年度事業報告書
- ⑥ 平成 27 年度事業計画書
- ⑦ 平成 27 年度（4 月～8 月）月報

Ⅱ 監査の結果等

監査対象とした出資団体及び公の施設の指定管理に係る財務及び事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については次のとおりである。

(要望事項)

1. 多治見市駅北立体駐車場は、営業努力により利用率が改善しつつある。尚一層の利用促進を図られ、安定的な収益確保を実現されたい。
2. 中心市街地活性化及び商店街振興については、行政と多治見まちづくり株式会社が連携し、既存の補助制度や計画の抜本的見直しを検討されたい。
3. 駅南駅前地区で計画されている再開発事業を商店街再生の好機と捉え、行政関係部署が連携して、商店主や地域需用の把握、類似する先進事例の調査を早急に実施し、中心市街地活性化を実現されたい。